

4 福薬業発第 6 0 8 号
令和 5 年 3 月 2 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイトの「オンライン資格確認の原則義務化、経過措置等に関するよくあるご質問」の経過措置の項目の中に、「やむを得ない事情（6）その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局」に関する Q & A が更新されております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。